

# 大津町まちづくり基本条例

～平成20年9月24日施行～

みんなで作ろう！ 元気 大津



大津町

## 大津町まちづくり基本条例がスタート(平成20年9月24日施行)

まちを愛し、まちを大切に思う町民が主体となって様々な活動を行うことで、大津町は支えられ、まちづくりは進められてきました。

町は、これまでの住民活動を基に積み重ねられてきたまちづくりの基本的な考え方やルールを、自治体としての意思決定の最高の形式である「条例」という形で明文化するために、大津町の自治の基本となる条例である「大津町まちづくり基本条例」を制定しました。

### 「まちづくり基本条例」って何ですか？

「大津町まちづくり基本条例」は、これからの大津町がめざす姿やそれを達成するための基本理念とその仕組み、住民参画のルールや町の仕事の進め方など、まちづくりの基本的事項を定めた、町民、議会、行政が共有する基本ルールです。

### どうして条例が必要なのですか？

地方分権が進んで、従来は国の決めた法律に従って事務を行う存在となりがちだった市町村は、「自主的・自立的に自らの地域のことを自らで決定していくこと」「その決定について自ら責任を持つこと」が求められています。

また、社会状況の変化などで、まちづくりに対する住民のニーズや価値観が多様化し、地域ではさまざまな課題が増えています。

これらを解決するために、これからのまちづくりを進めるための基本的な考え方やルールが必要となっているのです。

### 条例の具体的な中身はどのようなものですか？

まちづくり基本条例には、次のような内容が盛り込まれています。

- 町民が、自らまちづくりの主体であることを自覚して、町と互いに協力し、情報を共有しながら、参画と協働のまちづくりを進めることをまちづくりの基本としています。
- 自治を担う町民や議会、行政の役割、責務などを明確にしています。
- 町政運営についての基本的な考え方を規定しています。

情報公開・情報共有                      行政評価

個人情報の保護                            財政運営

総合計画                                    行政手続

- 町民の皆さんの意見を町政に反映させる仕組みを明確にしています。

審議会等委員の公募

説明責任・応答責任

住民投票

### この条例で何が変わるのでしょうか？

この条例は、まちづくりに関する「理念・制度・原則」を定めたものですので、条例を施行したからといって、何かが急激に変わるというものではありません。

しかし、これからのまちづくりについて、共通の目標や原則、ルールなどが条例として定められたことで、町民と行政がそれぞれ何をするのか、何をしなければならないのかが明確になります。町民も行政も、この条例を意識することが必要になります。

この条例の施行をきっかけに、より豊かで住みよい大津町を目指し、町民と町が一体となっても考え、役割を分担し、責任をもってまちづくりを進めていきます。

### 地方自治法とはどう違うのですか？

地方自治法は全国一律に適用されるもので、国と地方との関係や仕事の分担、例えば、地方ができることとできないこと、できることをどういう手続きでするのかを書いてあります。しかし、「大津町がどういうルールに従って町政を運営するのか」「大津町民と大津町がそれぞれどういう役割をするのか」ということは書いてありません。

これらを具体的に書いたものが「大津町まちづくり基本条例」です。

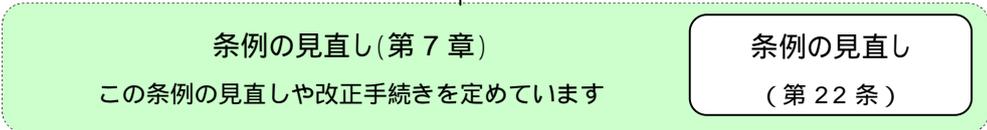
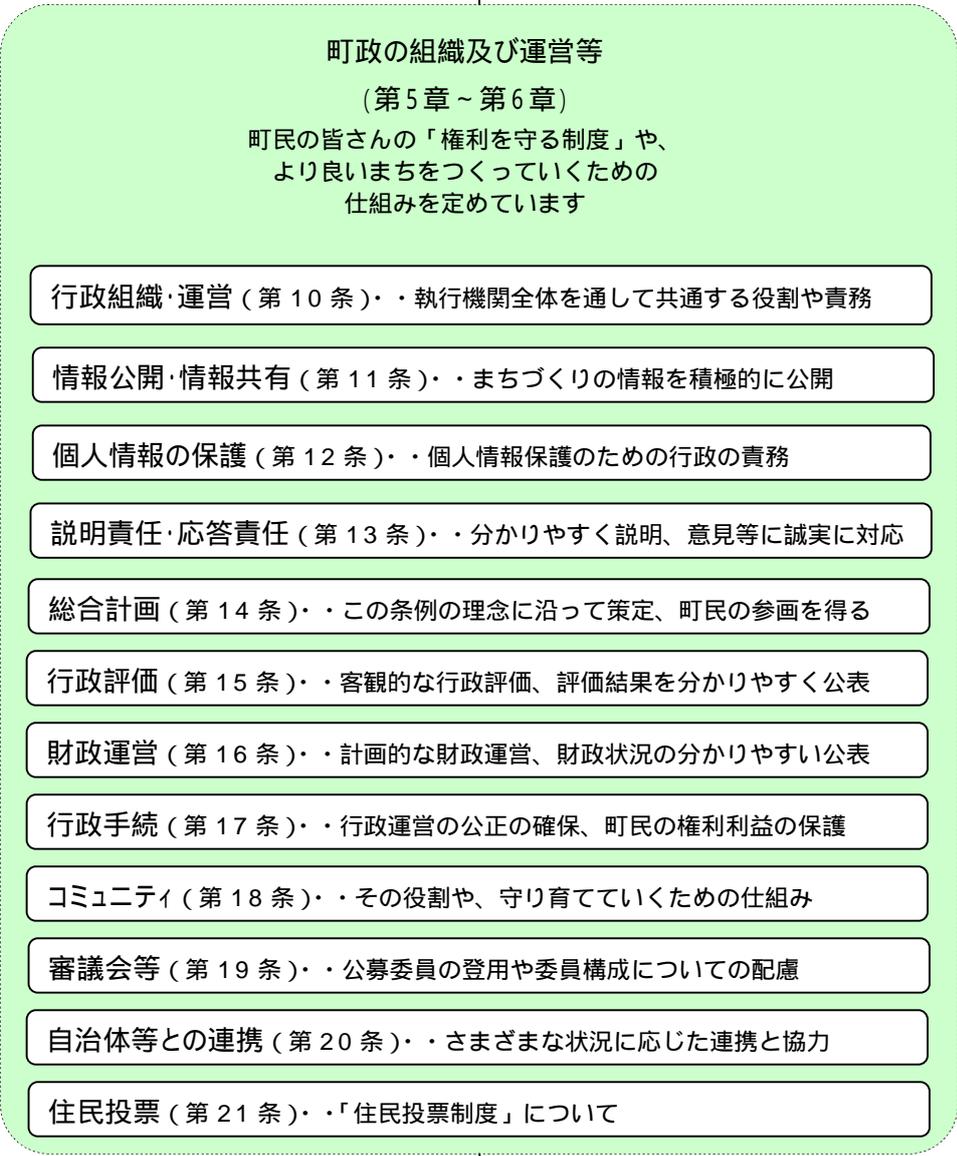
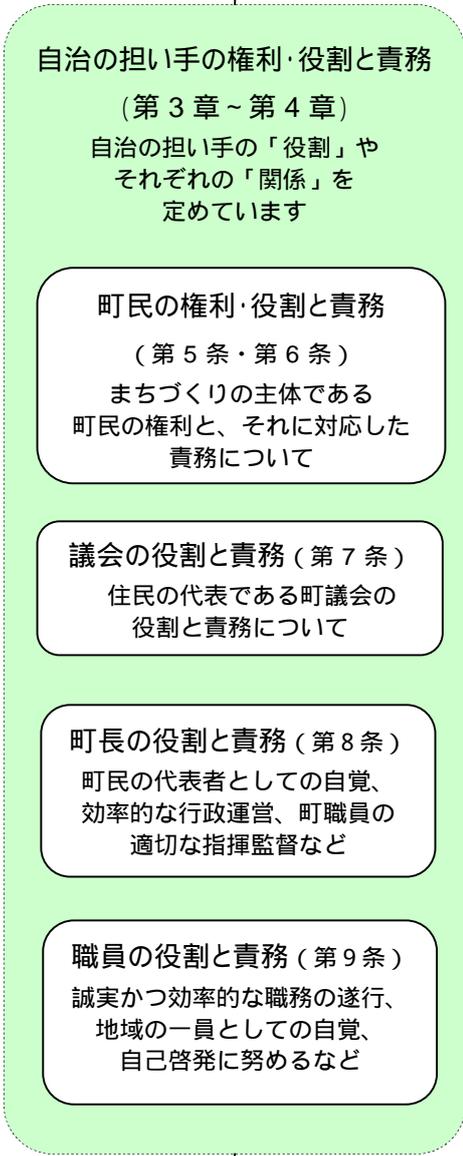
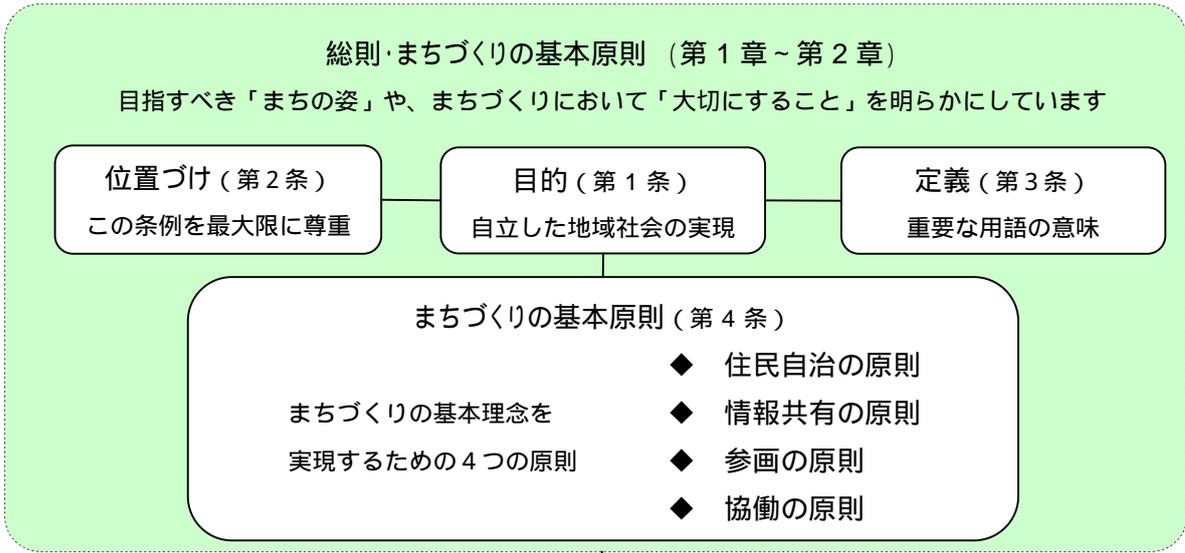
### 総合計画との関係はどんな関係ですか？

「大津町振興総合計画」は、大津町として何を実現するのかという到達すべき目標を定めるものです。総合計画は、まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための計画であり、「大津町まちづくり基本条例」の理念に従って策定されます。

# 【大津町まちづくり基本条例の構成】



前文  
制定の背景や必要性



## 「大津町まちづくり基本条例」の解説

### 目次

#### 前文

- 第1章 総則(第1条 - 第3条)
  - 第2章 まちづくりの基本原則(第4条)
  - 第3章 町民の権利と責務(第5条 - 第6条)
  - 第4章 町議会及び町長等の役割と責務(第7条 - 第9条)
  - 第5章 町政の組織及び運営(第10条 - 第20条)
  - 第6章 住民投票(第21条)
  - 第7章 条例の見直し(第22条)
- #### 附則

大津町は、江戸時代から宿場町として栄え、先人たちの努力と、町を愛する多くの人々の英知により発展してきました。

私たちは、いにしえより先人たちが守り続けてきた、この美しく豊かな自然、培われてきた文化、起こし育ててきた産業や伝統、助け合いの精神を守り育て、将来へ引き継いでいかなければなりません。

これらを礎としながら、次代を担う子どもたちを育み、すべての人権が尊重され、安心して暮らせる豊かなまちづくりに取り組んでいきます。

私たちは、町民と町が一体となっても考え、役割を分担し、責任をもってまちづくりを進めることにより、人と自然と産業が調和した「誰もが住みよく誇りのもてる町 おおづ」の実現を目指します。

今、ここに、まちづくりの全般にわたる指針として、基本となる理念や原則を定めた、すべての大津町民に共有され遵守される最高規範として、この条例を制定します。

#### 【解説】

前文は、この条例を制定するにあたっての基本的な認識や決意等を明らかにし、この条例全般にわたる解釈・運用のよりどころとなるものです。

地方分権の進展や、多様化する地域課題や住民ニーズなど、さまざまな社会状況の変化に対応するためには、町民と町がそれぞれの役割分担に基づいてまちづくりを進めていかなければなりません。

このような時代背景を受け、大津町のまちづくりを推進していくための共通認識や仕組みについて、それらが必ず守られるように条例として定めたものが『大津町まちづくり基本条例』です。

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この条例は、前文に掲げたまちづくりの基本理念の実現のため、大津町のまちづくりの基本的な原則を確認し、町民と町のそれぞれの役割と責務を明確にし、ともに考え協力することにより住民自治を進展させることで、自立した地域社会の実現を図ることを目的とします。

### 【解説】

条例制定の必要性や背景は前文に定めていますが、ここでは「自立した地域社会の実現」へ取り組むことを目的として、この条例を制定することを規定しています。

「前文に掲げたまちづくりの基本理念」とは、前文の4段落目にある『町民と町が一体となつてともに考え、役割を分担し、責任をもってまちづくりを進めることにより、人と自然と産業が調和した「誰もが住みよく誇りのもてる町 おおづ」の実現』を指しています。

### (条例の位置づけ)

**第2条** この条例は、大津町のまちづくりの基本的な原則を定めた条例であることから、町は、他の条例、規則等の制定及び改廃を行う場合には、この条例に定める事項を最大限に尊重するよう努めなければなりません。

### 【解説】

地方自治法上、条例間に優劣はありませんが、この条例の内容を尊重する姿勢により、他の条例の上位にあるものとして位置づけており、他の条例や規則の策定等は、この条例に定める事項を最大限尊重するよう定めています。

(用語の定義)

第3条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 町民 町内に住所を有する者(以下「住民」といいます。)、町内で働く者、町内で学ぶ者、町内で事業を営むもの、町内で活動するもの等をいいます。
- (2) 町 町議会及び町の執行機関を含めた地方公共団体をいいます。
- (3) 町の執行機関 町長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (4) 参画 町の政策立案から実施、評価までの各段階に、主体的に参加することをいいます。
- (5) 協働 町民と町が、それぞれの役割及び責任を自覚し、まちづくりのために、ともに考え協力し、行動することをいいます。
- (6) まちづくり よりよいまち、住みやすいまち、福祉や人権が尊重された活力のある地域社会をつくること、そのために行われるすべての公共的な活動をいいます。
- (7) 自治 町民が町政に参加し、その意思と責任に基づき町政が行われることのほか、地域の公共的活動を自ら担い、主体的にまちづくりを推進することをいいます。
- (8) コミュニティ 地域の社会活動に寄与する諸団体や、公共性が高く営利を目的としない民間団体などの様々な公益活動をする組織及び集団をいいます。

【解説】

この条例を正しく解釈し、運用していくうえで重要となる用語の意味を定義しています。

「町民」… 町内に住んでいる人に限らず、町内で働く人や通学している人、さらに、町内で事業を営んでいる事業所や地域の自治組織である自治会・町内会、社会的課題の解決に取り組む住民活動団体など、幅広く町民を定義しています。また、「者」は個人を指し、「もの」には個人のほか団体、企業等を含んでいます。

「町」… いわゆる「役場」を表現するものとして、この条例では「町議会」と「町の執行機関」の両方を指しています。

「町の執行機関」… 町の執行機関とは、法律に定められた権限に基づき、事務を執行する機関をいいます。町の代表者である町長と、町長から独立して専門的な立場に立って仕事を分担する各委員会及び委員を指しています。

「参画」… 町民がまちづくりの主体として、政策の立案から実施及び評価までの各段階で、意見を表明し、行動することなどのほか、例えば審議会等の委員として政策形成にかかわることなどを含めて「参画」としています。

「協働」… まちづくりを進めるためには、町民と町がともに考え協力し、行動することが基本となります。この、町民と町がそれぞれの役割と責任を自覚し、ともに考え協力し、行動する「協働」を実施することにより、大津町のまちづくりを進めることができます。

「まちづくり」… まちづくりには、道路や上下水道などの都市基盤の整備、地域での防犯活動、福祉活動などの互いに支え合う仕組みづくりや、社会保障施策の実施など、さまざまな事業や活動があります。この条例では、これらのすべての事業や活動を「まちづくり」としてしています。

「コミュニティ」… この条例における「コミュニティ」の定義は、自治会などの地縁を基盤とした「地縁型コミュニティ」と、NPOなどの活動内容や目的によって人が結びついた「テーマ型コミュニティ」の両方を含んでいます。

## 第2章 まちづくりの基本原則

### (まちづくりの基本原則)

第4条 町民及び町は、次に掲げる基本原則に基づいて、協働してまちづくりを推進するものとします。

- (1) 住民自治の原則 まちづくりは、町民自らが、家庭、職場及び地域社会の中で、住民自治を担う一員として公共の利益のために自らできることを考え行動するものとします。
- (2) 情報共有の原則 まちづくりは、町民と町がともに一体となって、まちづくりに関する情報を共有して行うものとします。
- (3) 参画の原則 まちづくりは、男女が共にその個性と能力を発揮し、町民の意思を反映させるため、町民の参画を得ながら行うものとします。
- (4) 協働の原則 まちづくりは、町民と町がそれぞれの責任と役割分担を認識し、相互理解と信頼関係を深めながら協働することにより行うものとします。

### 【解説】

まちづくりの基本理念を実現するための、基本的な考え方である4つの原則を掲げています。

#### 「住民自治の原則」

地域のことは町民の参画を得て、町民の意思に基づき、その責任において行うことが住民自治です。そのためには、町民一人ひとりが主体であること、その個性及び能力が十分に発揮されることが必要であり、まちづくりにおいて最も基本となる原則です。

#### 「情報共有の原則」

町民が自ら考え、的確な判断を行い、行動することができるようになるためには、正しい情報は欠かせません。まちづくりに参加したいという町民の興味や意欲を高め、実際に参加を得るには、町が保有する情報を町民に提供する必要があります。また、町民が保有する情報が発信されることで、まちづくりがさらに進むことになります。

#### 「参画の原則」

自立した地域社会は、町政運営の信託を受けた議会及び町長だけではなく、まちづくりの主体である町民が参画し、男女が共にその個性と能力を発揮してはじめて形成することができます。住民自治の実現のためには、町民に対して参画の機会を保障するとともに、町民の参画を図ることは当然のことといえます。

#### 「協働の原則」

多様化する地域課題や住民ニーズに対して、議会や町の執行機関だけでまちづくりに取り組むことが困難な状況の中、町民との協働はまちづくりを推進するうえで不可欠の要素となっています。

### 第3章 町民の権利と責務

#### (町民の権利)

**第5条 町民は、誰もが等しく尊重され、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利を有します。**

- 2 町民は、行政サービスを受ける権利を有します。
- 3 町民は、まちづくりに関して、町の保有する情報を知る権利を有します。
- 4 町民は、まちづくりの主体であり、町政に参画し、その意思を表明する権利を有します。

#### 【解説】

住民自治を一層推進するために町民の権利を規定しています。

第1項では、町民の権利として、最も基本的な権利を確認する意味を含めて定めています。

第2項では、行政サービスの提供を受ける権利を包括的に定めています。しかし、この規定により、全ての町民が全てのサービスを等しく受けられるというものではありません。例えば、住民のみが受けることが出来るサービスなどもありますので、受給できる対象者はサービスごとに条例や規則などで規定されることになります。

第3項の情報を知る権利は、町民の参画を実現するために住民自治の前提となるものです。

第4項は、住民自治の推進という観点から見れば、町政への参画は当然の権利といえます。

**(町民の役割と責務)**

**第6条** 町民は、まちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりに関する関心を深めて、互いに尊重し連携すると共に、自らの発言と行動に責任を持つものとします。

- 2 町民は、前条で定める権利の行使にあたり、公共の福祉、次世代及び町の将来に配慮するよう努めるものとします。
- 3 町民は、町や町民相互に役割を分担しながら主体的にまちづくりに参画し、豊かな人間関係の育成に努めるものとします。

**【解説】**

『第5条 町民の権利』と対になる規定です。法的な「義務」として強制するものではなく、主体的に果たす「責務」として定めています。

まず、町民がまちづくりの担い手であることの自覚を持たずして、まちづくりの推進はないことを基本としています。また、通勤者や通学者なども含め、町民の定義を幅広く捉える中では、住民以外の町民にもこのような責務を主体的に担ってもらうことを定めています。

また、まちづくりの推進のためには、自己決定・自己責任の考え方が基本です。このような意味からも、自らの発言や行動に責任を持つことや、公共の福祉や将来の町の発展につながるよう配慮すること、役割分担をしながら主体的にまちづくりに参画することなどを求めています。

**第4章 町議会及び町長等の役割と責務**

**(議会の役割と責務)**

**第7条** 議会は、住民の代表として選ばれた議員によって組織された大津町における最高意思決定機関であることを自覚し、町民の意思が町政に反映されることを念頭において活動するものとします。

- 2 議会は、行政活動が常に民主的で、効率的に行われているかを調査・監視するとともに、町の政策水準の向上及び行政運営の円滑化に努めるものとします。
- 3 議会は、議会活動に関する情報を町民に分かりやすく説明する責任を有するとともに、情報公開請求に関しては誠実に応えるよう努めるものとします。

**【解説】**

議会は、住民の直接選挙によって選ばれる自治体の最高意思決定機関として、町民の意思が適切に反映されるように活動することや、執行機関の調査・監視をする役割などについて、あらためてこの条例で明記しています。

また、町民に対する説明責任を果たすための情報公開についても責務として定めています。

これらの定めの中には、法令による定めや趣旨などと重なるものもありますが、この条例で明記することで、この条例をまちづくりの基本ルールとして、大津町のまちづくりを推進していくこととしています。

#### (町長の役割と責務)

**第8条 町長は、町民の代表者であることを自覚し、常に町民の意向を把握し、この条例の理念に従い施策を計画し実現するために、全力を挙げてまちづくりを推進しなければなりません。**

**2 町長は、町民の信託にこたえ、公正かつ誠実に効率的な行政運営とその説明に努めるものとします。**

**3 町長は、町の職員を適切に指揮監督し、能力向上に努めなければなりません。**

#### 【解説】

地方公共団体の代表者であり、大きな権限が与えられている町長は、この条例の理念に従いまちづくりを推進するとともに、効率的な行政運営とその説明に努めなければならないことを定めています。

また、まちづくりを推進するために、町長の補助機関である町職員の能力向上に努めることを求めています。

#### (職員の役割と責務)

**第9条 町職員は、町民全体の奉仕者であるとともに、自らも地域の一員であることを自覚し、この条例の理念に従い、誠実かつ効率的に職務の遂行に努めなければなりません。**

**2 町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、まちづくりに必要な能力の開発と自己啓発に努めるものとします。**

#### 【解説】

町長の補助機関である町職員は、当然のこととして法令やこの条例を遵守し、町民のために職務を遂行しなければなりません。これからのまちづくりを推進するためには、法令などに直接規定されていること以外にも、町職員として職務を遂行する姿勢や資質の向上について求められるものがあります。

町職員は、町民全体の奉仕者としての自覚と同時に、地域の一員としての自覚を持つことや、まちづくりに必要な能力の開発と自己啓発に努めることを定めています。

## 第5章 町政の組織及び運営

### (行政組織・運営)

第10条 町の執行機関は、行政サービスに関する情報を分かりやすく町民に公表するとともに、町民のニーズを的確に把握して、公平・公正かつ効率的で、質の高い行政サービスの提供をはかり、町民満足度の向上に努めなければなりません。

2 町の執行機関は、行政各分野にまたがる課題等に総合的に対応できる執行体制を作り、町民のニーズに的確かつ柔軟に対応する総合的な行政サービスの提供に努めなければなりません。

3 町の執行機関は、町民の身体、生命及び暮らしの安全を確保し、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制の確立に努めるとともに、町民や関係機関との協力及び連携を図り、災害等に備えるよう努めなければなりません。

### 【解説】

これからの自治体は、経営体としてその経営能力が求められています。執行機関全体を通して共通する役割・責務として、総合的かつ計画的な行政運営とサービスの提供に努めることを定めています。

また、危機管理体制の確立・連携強化を図り、緊急時には相互に助け合って危機を克服するため、普段からの相互連携の必要性について定めています。

### (情報公開・情報共有)

第11条 町は、町民に対して、まちづくりに関する情報を積極的に公開するとともに、分かりやすく提供するよう努めなければなりません。

2 前項の規定による情報の公開に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

3 町は、町民が容易に情報を得られるよう、仕組みや体制を整備するとともに、情報を適正に収集し保存しなければなりません。

### 【解説】

情報公開・情報共有は、『第5条 町民の権利』に定める町民の情報を知る権利及び町民の町政に参画する権利を行使するうえでの前提条件になるものです。

町では、平成15年7月に情報公開条例を定めており、「町民主体のまちづくり実現のため、公正で開かれた町政実現」を目的に適正な運用を図っています。

(個人情報の保護)

第 12 条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることがないように、個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければなりません。

2 前項に規定する個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

3 町民は、個人の基本的人権が侵害されることのないよう、お互いのプライバシーに配慮しなければなりません。

【解説】

まちづくりを推進するための基本的な仕組みの1つが情報共有ですが、一方で個人情報の保護が十分に図られないと、適切な情報共有や情報公開・提供も進みません。

個人情報の保護のために、行政の責務として適切な措置を講じることや、町民間での配慮について定めています。

なお、町では平成15年7月に情報公開条例と併せて個人情報保護条例も定めているので、詳細な規定は「**大津町個人情報保護条例**」に委ねることになります。

(説明責任・応答責任)

第 13 条 町の執行機関は、まちづくりの企画立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を町民に分かりやすく説明するよう努めなければなりません。

2 町の執行機関は、町民のまちづくりに関する意見、要望、苦情等に対して、迅速かつ誠実に対応するよう努めなければなりません。

【解説】

説明責任は、住民参画や町民との協働、情報の共有化を進めるうえでの前提となる制度です。説明の対象とその段階、町民にわかりやすく説明することなどについて定めています。

また、町民からの意見、要望、苦情等に対して誠実な対応を図ることは、町民との信頼関係を強化するうえでも重要なこととして、応答責任について定めています。

(総合計画)

第 14 条 まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための総合計画は、この条例の理念に従い策定されるとともに、新たなニーズに対応できるよう不断の検討を加え、必要な見直しを行わなければなりません。

2 町の執行機関は、総合計画の策定に当たっては、町民の意見が反映できるように、広く町民の参画を得て策定しなければなりません。

【解説】

町は、総合的で計画的な行政の運営を図るため、基本構想を定めています。この基本構想を具体化する基本計画、さらに毎年度の予算の先導的な役割を果たす実施計画を含め、総合計画として策定しています。

総合計画は、自治の運営を総合的・計画的に行うための基本計画となるため、この条例で定めている理念に沿って策定することや、策定過程へ町民の参画を得ることについて定めています。

(行政評価)

**第 15 条 町の執行機関は、総合計画に基づいた効率的かつ効果的な行政運営を進めるため、客観的な行政評価を行い、その結果を町民に分かりやすく公表するよう努めなければなりません。**

**2 町の執行機関が評価を行うときは、町民の参画を得るように努めなければなりません。**

【解説】

行政評価は、町の執行機関が行う政策や施策、事務事業について、どのような成果があったかを客観的に評価し、その結果を次の政策などに反映させていくためにするものです。

評価結果の信頼性を高めるためには、いかに客観性を持たせるかが重要です。行政評価の実施に当たって、町民の参画に努めることや、その結果を分かりやすく公表することについて定めています。

(財政運営)

**第 16 条 町長は、中長期的財政計画を策定し、総合計画及び行政評価をふまえた予算編成及び執行に努め、健全で持続可能な財政運営を行わなければなりません。**

**2 町長は、町が保有する財産の適正な管理や効率的な運用を図るため、町の財産の保有状況を明らかにし、資産の適正な運用に努めなければなりません。**

**3 町長は、予算の内容や執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他の財政に関する状況について、所見を付して町民に分かりやすく公表するよう努めなければなりません。**

【解説】

まちづくりは財政面からの裏づけがあってはじめて確固たるものとなります。中長期的財政計画を策定し、総合計画との関連付けや、行政評価の結果をふまえて予算編成と執行に努めることを基本としています。

また、自治体経営という観点から、健全で持続可能な財政運営を行うことや、自治体の財産

(土地、建物、基金等)を適正に運用することなどについて定めています。

財政状況等を町民に対して分かりやすく伝えることについては、開かれた行政運営、その透明性の確保という意味からも重要なことです。

**(行政手続)**

**第 17 条 町の執行機関は、町民の権利利益の保護を図るため、別に条例で定めるところにより、町への申請に対する適切な処分、行政指導及び届出に関する基準及び手続を明らかにし、透明で公正な行政手続の確保に努めなければなりません。**

**【解説】**

行政手続(申請に対する処分、不利益処分、行政指導、届出)に関するルールを明らかにすることにより、行政運営の公正と透明性を確保し、町民の権利利益の保護を図ることを定めています。

なお、大津町は平成8年3月に「大津町行政手続条例」を制定しています。

**(コミュニティ)**

**第 18 条 町民は、まちづくりの重要な担い手であるコミュニティがまちづくりにおいて果たしている役割について、理解を深め、協力するとともに、コミュニティやその活動に積極的に参加するよう努めるものとします。**

**2 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、町民との相互理解を深め、その活動を促進するため、必要に応じて支援することができます。**

**【解説】**

これまでは自治会などの地縁型のコミュニティが、まちづくりの推進に大きな役割を果たしてきました。近年では、NPOなどの活動内容や目的によって人が結びつくテーマ型コミュニティも欠かせない存在となっています。

これらの自治の基盤となるコミュニティがまちづくりの重要な担い手であることを認識し、その活動に積極的に参加協力することを町民に求めています。

町は、このコミュニティに対して、自主性や自立性を尊重し必要に応じて支援することで、より良いまちづくりを推進していくことを定めています。

(審議会等)

第 19 条 町の執行機関は、審議会、懇話会等(以下「審議会等」といいます。)の委員の選任に当たっては、公募の委員の登用に努めるとともに、男女構成、年齢構成、地域構成、専門性等に配慮して選任するよう努めなければなりません。

2 町の執行機関は、審議会等の会議を原則として公開するものとします。ただし、法令若しくは条例等に定めのあるもの又はその会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が阻害されるおそれのあると認められるときは、公開をしないことができるものとします。

【解説】

審議会等の委員の選任について、町民の意見を反映するために、公募委員の登用に努めることや、委員構成について配慮することを定めています。

また、審議会等の運営については、その透明性の向上を図るために、公開することが原則であることを定めています。

(自治体等との連携)

第 20 条 町民及び町は、共通課題又は広域的な課題に対して、近隣等の自治体及び関係機関との情報交換による相互理解を図り、連携及び協力してまちづくりに努めるものとします。

【解説】

町民の活動範囲や生活圏が広域化する中では、共通する課題や、広域的に対処しなければならない課題があります。これらの課題に対応するために、近隣等の自治体との連携のみならず、さまざまな分野での状況に応じた連携と協力が重要であること定めています。

## 第 6 章 住民投票

(住民投票)

第 21 条 町長は、本町に係る重要な事項について、住民の意思を直接確認する必要があると認められるときは、住民投票の制度を設けることができます。

2 町長は、前項の住民投票を実施したときは、当該投票の結果を尊重するものとします。

3 第 1 項の場合において、住民投票の実施について必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。

【解説】

町長が町政に関する重要な事項について、住民の意思を直接確認する仕組みとして「住民投票制度」を設けることができることを定めています。地方自治は、あくまで町長、町議会議員を住民の代表とする間接民主主義が原則であり、住民投票はそれを補完し、自治を充実させる制度として位置づけられます。

住民投票の結果への対応については、町長はその結果を尊重するものとしています。

## 第7章 条例の見直し

(条例の見直し)

**第22条** 町長は、社会情勢の変化、まちづくりの進捗状況などにより、この条例の実効性の確保のために改正する必要がある場合は、速やかにその手続を取るものとします。

2 町長は、この条例の見直しに当たっては、町民の意見を広く聴くよう努めます。

【解説】

社会情勢の変化などにより、必要に応じてこの条例の見直しや改正手続きをすることについて定めています。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【解説】

条例として法規範とするためには、制定された条例の内容を周知する公布と、いつから条例の効力が発生するのかを確定する施行日が必要です。

この条例は、まちづくりの全般にわたる指針として、基本となる理念や原則を定めたものとして、条例の交付と同時に施行することにより、条例の普及と啓発を図り、町民の参画と協働によるまちづくりの推進を積極的に図っていくこととしています。

平成20年9月24日に公布・施行されました。

みんなで作ろう！元気 大津

## 大津町まちづくり基本条例

(問い合わせ)

大津町役場 企画課 地域づくり推進係

〒869-1292

熊本県菊池郡大津町大字大津 1233 番地

電話：096-293-3118

ファクス：096-293-4836

電子メール：kikaku@town.ozu.kumamoto.jp

ホームページ：<http://www.town.ozu.kumamoto.jp>